避難確保計画作成（変更）報告書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  大阪市長　殿  （施設所有者）  住　所  （法人の場合は、名称及び代表者氏名）  氏　名    （施設管理者）  住　所  （法人の場合は、名称及び代表者氏名）  氏　名    　作成  別添のとおり、水防法第15条の３に基づき、避難確保計画を　　　　　　したので報告します。  　変更 | | | |
| 施設の名称  (旧名称) |  | | |
| 施設の所在地  (旧所在地) |  | | |
| 施設の用途 | □医療施設　　□教育施設　　□高齢者施設　　□保護施設  □児童福祉施設　□障がい児・障がい者施設　□その他（　 　　　　　） | | |
| 施設人員（最大） | 利用者　 　名 | | 従業員　 　名 |
| 連絡先 | 担 当 者 |  | |
| 電話番号 |  | |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ | ＠ | |
| ※　受　付　欄 | ※　経　過　欄 | | |
|  |  | | |

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格A４とすること。

２　※印の欄は記入しないこと。

施設名（ 　 　　　　 　　）水害時の避難確保計画　【ひな形】

1. 目的

　　この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

1. 適用範囲

　　この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

1. 防災体制　及び　避難誘導

**【洪水の場合】**

本施設がある場所で浸水が想定されている河川

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 河川名 | 浸水深 | 観測所名 |
| 川 | ｍ | 地点 |
| 川 | ｍ | 地点 |
| 川 | ｍ | 地点 |

各河川の観測所名一覧

※避難情報等(防災情報）の発表に際し、大阪市域では判断の基準となる観測所が以下に定められています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **河川名** | 淀川 | 大和川 | 神崎川・天竺川・高川・安威川 |
| **観測所名** | 枚方地点 | 柏原地点 | 三国地点・天竺川橋地点・水路橋地点・千歳橋地点 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **河川名** | 寝屋川水系（寝屋川・第二寝屋川・平野川・平野川分水路・古川） | 東除川・西除川 | 旧淀川流域等（大川・堂島川・安治川・土佐堀川・木津川・尻無川） |
| **観測所名** | 京橋地点 | 大堀上小橋地点・  布忍橋地点 | 京橋地点 |

* インターネット「川の防災情報（国管理河川）」や「大阪府河川防災情報（大阪府管理河川）」等で河川水位情報をご確認の上、避難行動等にご活用ください。

洪水時は、以下の体制をとる。警戒体制で要配慮者の避難誘導を実施する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合   * 洪水注意報発表 * 上表に記載した河川において氾濫注意情報発表 | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合   * 警戒レベル３の発令 * 洪水警報発表 * 上表に記載した河川において氾濫警戒情報発表 | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 家族等への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| **要配慮者の避難誘導** | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合   * 警戒レベル４,５の発令 * 上表に記載した河川において氾濫危険情報発表 | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |

　洪水時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

原則的に家屋倒壊等氾濫想定区域外の浸水深より高い場所へ避難する。

　上階や近隣の系列施設や姉妹園等の浸水しない階へ避難する。

　近隣の指定緊急避難場所（小中学校）の浸水しない階へ避難する。

　近隣の津波避難ﾋﾞﾙ・水害時避難ﾋﾞﾙの浸水しない階へ避難する。

* 避難先の優先順位は上から順に高くなります。

施設が家屋倒壊等氾濫想定区域内にある

はい

　　　　　　　いいえ

施設が浸水深より低い位置にある

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　はい

　　　　　　　いいえ

　施設内で安全確保を図る。

↑　いずれかの□にチェックをいれて下さい

洪水時の避難場所は、（　　　 　 　　：住所　　　　　　 　　　　　）とする。

避難場所までの避難経路は、別紙「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

【避難誘導の判断基準】浸水深と建物の関係

浸水深（0.5ｍ未満）　　 一般的に床下浸水の深さであり屋内で安全の確保が可能。ただし、

周りと比べて低い土地では必要に応じて別の安全な場所に避難

浸水深（0.5～3ｍ未満） 施設が２階以上にあれば屋内で安全確保

施設が１階にあれば別の安全な場所へ避難

浸水深（3～5ｍ未満）　　施設が３階以上にあれば屋内で安全確保

施設が２階以下にあれば別の安全な場所へ避難

浸水深（5～10ｍ未満）　 施設が５階以上にあれば屋内で安全確保

施設が４階以下にあれば別の安全な場所へ避難

家屋倒壊等氾濫想定区域　浸水深に関わらず区域内にあれば、原則的に区域外の安全な場所へ避難

家屋倒壊等氾濫想定区域では、以下のような被害を想定しています。

流速が速いため、木造施設は倒壊する恐れがあります。

地面が削られ、建物ごと崩落　する恐れがあ　ります。



【氾濫流】

【河岸浸食】

**【高潮の場合】**

高潮時は、以下の体制をとる。自主避難体制で要配慮者の避難誘導を実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 高潮の想定浸水深 | ～　　 　　　　　　ｍ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 【台風最接近５日前から】  以下に該当する場合   * 台風が発生し、暴風警戒域が大阪市域にかかる予測がされた場合 | 気象予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 自主避難体制 | 【台風最接近の概ね12h～48h前】  以下のいずれかに該当する場合   * 大阪府知事より、「府民へのメッセージ」が発表 * 大阪市から自主避難情報の呼びかけ | 大阪府・大阪市からの防災情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 営業開始前の場合 | |
| **休業の決定** | 情報収集伝達要員 |
| 営業開始後の場合 | |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 家族等への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| **要配慮者の避難誘導** | 避難誘導要員 |
| 休業の決定 | 避難誘導要員 |
| 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |
| 警戒体制 | 【台風最接近の概ね6h～12h前】  以下に該当する場合   * 警戒レベル３の発令 | 洪水予報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 家族等への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| **要配慮者の避難誘導** | 避難誘導要員 |
| 非常体制 | 以下に該当する場合   * 警戒レベル４,５の発令 | 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導要員 |

※自主避難体制で、避難が完了できなくとも時間帯などを考慮し、避難できる体制

が整い次第、随時避難を実施する。

　避難誘導

高潮発生時、当施設は以下の避難誘導（対応）を行う。

　浸水のない上階へ避難する。

　浸水のない場所で、早めの避難を行なえる系列施設や姉妹園等へ避難する。

　近隣の系列施設や姉妹園等の浸水しない階へ避難する。

　近隣の指定緊急避難場所（小中学校）の浸水しない階へ避難する。

　近隣の津波避難ﾋﾞﾙ・水害時避難ﾋﾞﾙの浸水しない階へ避難する。

* 避難先の優先順位は上から順に高くなります。

施設が浸水深より低い位置にある

はい

いいえ

　施設内で安全確保を図る。

↑　いずれかの□にチェックをいれて下さい

高潮時の避難場所は、（　　　 　 　　：住所　　　　　　 　　　　　）とする。

避難場所までの避難経路は、別紙「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

**【内水氾濫の場合】**

内水氾濫時は、以下の体制をとる。警戒体制で要配慮者の避難誘導を実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 内水氾濫の想定浸水深 | ～　　 　　　　　　ｍ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合   * + 大雨又は台風に関する気象   情報発表   * 大雨注意報発表 | 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 警戒体制 | 以下のいずれかに該当する場合   * 大雨警報発表 | 気象情報等の情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 使用する資器材の準備 | 避難誘導要員 |
| 家族等への事前連絡 | 情報収集伝達要員 |
| 周辺住民への事前協力依頼 | 情報収集伝達要員 |
| **要配慮者の避難誘導** | 避難誘導要員 |

　避難誘導

自施設内で安全確保を図る

避難場所を設定する（　　　　　　：住所　　　　　　　　　　　　　　　　　）

避難場所までの避難経路は、別紙「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

* + - **警戒レベルについて**

　　内閣府の「避難勧告等ガイドライン」改定により、大阪市でも令和元年６月より、従来の「避難勧告」等の避難情報を「警戒レベル」による発信の形に変更しており、警戒レベル３で、高齢者等の避難に時間を要する方とその支援者の方の避難の開始、その他の方は避難の準備となっています。

詳細は大阪市ホームページ『警戒レベルによる避難情報の発信をはじめます』を参考にして下さい。

ＵＲＬ：<https://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000471539.html>

**【津波の場合】**

津波時は、以下の体制をとる。

|  |  |
| --- | --- |
| 津波の浸水深 | ～　　 　　　　　　ｍ |

非常体制で要配慮者を含めた施設内全体の避難誘導を実施する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 以下のいずれかに該当する場合   * 津波注意報 | 津波に対する情報収集 | 情報収集伝達要員 |
| 非常体制 | 以下のいずれかに該当する場合   * + 津波警報 * 大津波警報（特別警報） | **施設内全体の避難誘導** | 避難誘導要員 |

　　避難誘導

自施設内で安全確保を図る

避難場所を設定する（　　　　　　：住所　　　　　　　　　　　　　　　　　）

避難場所までの避難経路は、別紙「避難経路図」のとおりである。

浸水する恐れのある階や施設からの退出が完了した時点で、未避難者を確認する。

４　情報収集及び伝達

1. 情報収集

　　収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | ・ﾃﾚﾋﾞ・ﾗｼﾞｵ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ(情報提供機関のｳｪﾌﾞｻｲﾄ、おおさか防災ﾈｯﾄ等）  ・ﾒｰﾙ（要配慮者利用施設等向けﾒｰﾙ[登録制／大阪市]、防災情報ﾒｰﾙ[登録制／大阪府]）・ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ（大阪市防災アプリ） |
| 洪水予報 | ・ﾃﾚﾋﾞ・ﾗｼﾞｵ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ(情報提供機関のｳｪﾌﾞｻｲﾄ、おおさか防災ﾈｯﾄ等）  ・メール(緊急速報ﾒｰﾙ、要配慮者利用施設等向けﾒｰﾙ[登録制／大阪市]、防災情報ﾒｰﾙ[登録制／大阪府]）・ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ（大阪市防災アプリ） |
| 水位到達情報 | ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ(河川防災情報／大阪府、川の防災情報／国土交通省） |
| 警戒レベル３  警戒レベル４ | ・防災行政無線〈防災ｽﾋﾟｰｶｰ〉・ﾃﾚﾋﾞ・ﾗｼﾞｵ・ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ（情報提供機関のｳｪﾌﾞｻｲﾄ、おおさか防災ﾈｯﾄ等）・ﾒｰﾙ（緊急速報ﾒｰﾙ、要配慮者利用施設等向けﾒｰﾙ[登録制／大阪市]、防災情報ﾒｰﾙ[登録制／大阪府]）ｽﾏｰﾄﾌｫﾝ(大阪市防災ｱﾌﾟﾘ） |

* + 停電時は、ラジオ・タブレット・携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池・モバイルバッテリー等を用意する。
  + 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況等、施設内から確認する。

1. 情報伝達
   * 別紙「体制ごとの施設内緊急連絡網（平日用・休日用）」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者で共有する。

５　避難の確保を図るための設備・資器材等の整備

* + 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材は、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
  + これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備・資器材 |
| 情報収集、伝達 | ・テレビ・ラジオ・タブレット・ファックス・携帯電話・懐中電灯  ・電池・モバイルバッテリー |
| 避難誘導 | ・名簿・地図・案内旗・タブレット・携帯電話・懐中電灯  ・携帯用拡声器・電池式照明器具・電池・モバイルバッテリー  ・飲料水・食糧・寝具・防寒具 |

６　防災教育及び訓練の実施

　毎年　　月または採用時に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。

　毎年　　月に全従業員を対象に、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

↓　７　については自衛水防組織を設置しているときにのみご記入下さい

７　自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置した場合のみ記載）

（１）別紙「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（２）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

①毎年　　月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

②毎年　　月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（３）自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更したときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告

する。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **チェック項目** | | | | | | セルフチェック |
| 施設の所在地に以下の被害想定（浸水）がある  ※ｲﾝﾀｰﾈｯﾄの「マップナビおおさか」にアクセスし、施設の被害想定（浸水深さ）を確認してください。  複数の河川で浸水が想定されている場合もありますので、必ず全ての河川ごとの浸水状況を確認  し、津波や内水氾濫についても確認してください。  　URL:　https//www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/ | | | | | |  |
| https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/webgis/QR/?/sp/top.jspQRコード | | 淀川　　　　～　　　 　ｍ | 神崎川・天竺川・高川・安威川　　～ 　 　 ｍ | 大和川　　 ～　　 　　ｍ | |
| 寝屋川  水系　 　　～　　　　ｍ | 東除川・西除川  　 ～ 　 　 ｍ | 旧淀川  流域等　 　　～　　　　ｍ | |
| 高潮　　　　～　　　　　ｍ | 内水  氾濫　 　　 ～　　　　 ｍ | 津波　　　 ～　　　　　ｍ | |
| 計画目的に「水害」を想定している | | | | | |  |
| 防災体制を定めている | | | | | |  |
| 担当職員の情報収集方法や体制を定めている | | | | | |  |
| 職員・利用者への情報伝達方法や体制を定めている | | | | | |  |
| 警戒レベル３で避難誘導する体制を定めている | | | | | |  |
| 避難情報等を収集するための設備や資機材がある | | | | | |  |
| 訓練実施を予定している | | | | | |  |
| 建物の全階数/施設の利用階層数　（例①5階建て2階部分＝5/2　②3階建の全階＝3/全） | | | | | / | |
| 施設が家屋倒壊等氾濫区域外にあり、かつ浸水深より高い位置にある場合 | | | | | | |
|  | 施設内で安全確保を図る。 | | | | |  |
| 施設が家屋倒壊等氾濫想定区域内にあるか、区域外だが浸水深より低い位置にある場合 | | | | | | |
|  | 水害時の避難場所への避難誘導計画を定めている | | | | |  |
|  | 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルートと方法である | | | | |  |
| 郵送の場合は返信用の封筒と必要分の切手の封入を確認した | | | | | |  |
| メールの場合はアドレス【 [hinan-kakuho-keikaku@city.osaka.lg.jp](mailto:hinan-kakuho-keikaku@city.osaka.lg.jp) 】 を確認した | | | | | |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 水害に対する避難確保計画セルフチェックシート | | | |
| 施設名 |  | | |
| 所在地 |  | | |
| 連絡先 |  | 担 当 |  |